

3 第 7 号陳情 市立狭山保育園の段階的廃園の検討に伴う保育士へのハラスメントの実態調査の実施及び結果報告を求める陳情

受 理 年 月 日 令和 3 年 8 月 2 6 日

陳 情 者

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

令和 3 年 6 月 2 9 日市長決裁文書「市立やまとあけぼの学園廃園及び市立狭山保育園の段階的廃園について 質問票」について」（別添資料参照）において、令和 3 年 6 月 1 日に開催された狭山保育園の段階的廃園の検討に関する職員説明会に伴う質疑応答内容を確認したところ、保育課行政職職員から保育士職職員に対する数々のハラスメントと疑わしき行為が確認されました。

日頃からお世話になっている保育士の方々がつらい思いをされているであろうことに心を痛めるとともに、不適切な労働環境における弊害として、これからいばらの道を歩まなくてはならない狭山保育園のさらなる保育の質の低下に直結する極めて深刻な問題と捉えています。

つきましては、東大和市職員ハラスメント防止指針に準じ、保育士に対するハラスメントの実態調査を実施するとともに、適切に結果を報告・公表し、職場環境の是正をされたく陳情するものです。

なお、本件は子育て支援部保育課の起案文書を基にしておりますが、当該文書の決裁権者は市長です。よって、市長によるハラスメントの可能性も視野に入れ、御対応いただきたく存じます。

陳情理由

① ケース 1

令和 3 年 6 月 2 9 日市長決裁文書「市立やまとあけぼの学園廃園及び市立狭山保育園の段階的廃園について 質問票」における質疑番号 3 2 によると、保育士の「当日配られた資料について、あのような早口での説明では、なかなか内容を理解できない。」との意見に対して、保育課は「市議会議員等への説明や市役所

通常業務での会議等で説明を行う際と同じ速さで説明しています。」と回答しています。

相手の能力を顧みず、自分の価値観が当たり前だという決めつけによる言動は、コミュニティハラスメントの典型です。特に、わざわざ「市議会議員等への説明」や「市役所通常業務での会議」といった、保育士とはあまり縁のない状況を引き合いに一般化している点は、行政職と保育士職との立場の違いを利用した嫌がらせであることから、パワーハラスメントの一環とも言えます。

## ②ケース 2

令和3年6月29日市長決裁文書「市立やまとあけぼの学園廃園及び市立狭山保育園の段階的廃園について 質問票」について」における質疑番号35によると、「現場は突然の発表となり動揺している。必要な情報をなぜ前もって知らせてもらえなかったのか。」という保育士の質問に対して、「庁議報告やグループウェアでの情報提供、令和2年度業務分析報告の研修の実施等、市職員として知るべきことは、情報提供をさせていただいています。」と保育課が回答しています。

しかし、令和3年5月31日に突然、狭山保育園段階的廃園ガイドラインが発効する可能性まで含め、全ての保育士が十分に理解しうる情報提供を、本当に保育課は遺漏なく実施していたのか、甚だ疑問です。実際に、複数の保育士にヒアリングを行ったところ、事前に事情を把握していたとする職員は一人もいませんでした。

行政職と保育士職では、グループウェアの閲覧環境や研修への参加状況も異なります。そうした職場環境等の差異も全て網羅した上で、なお、「見ていなかった方が悪い」と言い切れるのでしょうか。いずれにしても、立場の違いを利用して不当に精神的苦痛を強いるパワーハラスメントと言えるでしょう。

## ③ケース 3

令和3年6月29日市長決裁文書「市立やまとあけぼの学園廃園及び市立狭山保育園の段階的廃園について 質問票」について」における質疑番号48によると、「(ガイドラインの無計画さのせいで) 職員のモチベーションが心配である。これは保育の質の低下に直結する問題である。」との保育士の不安の声が上がっていることに対し、保育課は「保育士の専門性を活かした適切な保育サービスの提供を引き続き、お願いします。事故等が起きないように、安全安心な保育サービスの提供は、認可保育園としての責務です。」と回答しています。

しかし、そもそも安全安心な保育サービスの提供は回答責任者である市長の責務

である上、職員の精神的ケアも雇用主たる市の責務であるにもかかわらず、これら  
を無視し、保育士個人の責任において対応を迫る内容となっています。これは、立  
場の違いを利用した不当な圧力をかけ、さらなる精神的苦痛を負わせるような典型  
的パワーハラスメントです。

④その他全般的に

保育課行政職側のスタンスとして、自分たちの考えが絶対的に正しく、異論や異  
議申立ては一切聞き入れないといった姿勢が、そこかしこの文面からにじみ出てい  
ます。現場の保育士職員の声としても、本庁職員とのコミュニケーション不足を指  
摘する声が多くあり、もはや適切な行政運営がなされているとは言い難いと思われ  
ます。

添付資料

令和3年6月29日市長決裁文書「市立やまとあけぼの学園廃園及び市立狭山保育園  
の段階的廃園について 質問票」について」

※この陳情書には、上記の資料が添付されています。